

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

平 成 2 3 年 1 2 月 1 6 日

平成22年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- | | | |
|----|-----------------------|------------|
| 1 | NPOについて | (未来づくり推進局) |
| 2 | 島根・岡山との連携について | (企画部) |
| 3 | 国内交流への取り組みについて | (文化観光局) |
| 4 | 国際交流の効果検証について | (文化観光局) |
| 5 | 保育専門学院のあり方について | (福祉保健部) |
| 6 | 効果的な児童健全育成システムの構築について | (福祉保健部) |
| 7 | 看護師確保のあり方について | (福祉保健部) |
| 8 | 小規模事業者等の経営支援について | (商工労働部) |
| 9 | 農業大学校研修課程短期研修科の充実について | (農林水産部) |
| 10 | 竹内工業団地の販売促進について | (企業局) |
| 11 | 災害を想定した病院施設の充実について | (病院局) |

決 算 審 査 特 別 委 員 会 委 員 長 報 告

(平成23年12月16日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第17号「平成22年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第18号「平成22年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第16号「平成22年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を平成24年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（安田優子 主査）、福祉生活（内田博長 主査）、農林水産商工（澤 紀男 主査）、企画県土警察（浜崎晋一 主査）、県営企業（森岡俊夫 主査）、病院事業（浜田妙子 主査）の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、各部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をまいりました。

（審査結果）

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、NPOについてであります。

県内には、現在213（平成23年10月末現在）の特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）があり、それぞれが自主的に様々な活動を展開しているところであります。そのNPO法人の設立手続きに関しては、特定非営利活動促進法に基づき主に都道府県が実施しているところでありますが、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、行政の関与を極力抑制し

ており、法に定められた要件に合致すれば、認証しなければならないこととされています。

残念なことではありますが、県外においては、NPO法人が犯罪行為を行い摘発される事案も発生しています。県内では、そのような事案はありませんが、現状ではNPO法人の詳細な活動内容などを県は把握することとされていないことから、各団体が県民の信頼を得るには、自らに関する情報をできるだけ公開することによるしかない状況であります。

そのような中で、県では各部局がNPO法人の事業支援や業務委託を行っていますが、その全体像については関係部局において情報共有されていないのが実態であります。

については、NPO法人の所管部局と事業実施部局が協力し、各団体の情報を整理し一元化するとともに、適宜、事業の進捗などを確認することが必要であります。

第2点目は、島根・岡山との連携についてであります。

県境を接する島根・岡山との連携については、その他の地域との連携に比べより緊密なものとするよう、取り組まれてきたところではありますが、昨今の関西広域連合への加盟など、関西圏との連携強化に比べ、近年、積極的な取り組みが見られない状況にあります。

両県との主な連携テーマとして、広域インフラの整備、観光などを掲げ、継続的に取り組みが行われていますが、連携内容及び、取り組み状況はわかりにくいものがあります。隣接県であるという素地に甘えず、連携の基本的なスタンスを明確にする必要があります。

新たな防災連携なども必要と思われることから、打ち出すべきテーマについてしっかり検討し、ポイントをおさえ、それに沿って深度化を図るよう関係部署が連携し、効果的・効率的に両県との連携を推進すべきであります。

第3点目は、国内交流への取り組みについてであります。

国内交流は、市町村においては、59地域を対象に直接的な交流が行われており、各種団体等に対して交流経費の助成、あるいは直接経費を負担するなどして他地域との交流を推進され、県人会においては、他地域での本県出身者同士の交流、鳥取の情報発信などにより、幅広い国内交流に取り組まれています。

これに対し、県では、市町村へは市町村交付金の2分の1助成及び、県のネットワークを使った関係機関等との調整などの支援を行うとともに、地域団体の活動に対しても補助金による直接支援を行い、県人会へも、運営協力、情報提供、情報発信などの支援が行われているところであります。

しかしながら、近年、韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方などの環日本海諸国との国際交流に施策的重点がおかれ、県の交流の基盤とすべき国内交流に対して、県としての新たな施策の展開が見受けられない状況でありますので、見直しを行い積極的に国内交流に取り組むべきであります。

第4点目は、国際交流の効果検証についてであります。

現在、環日本海地域を中心に9地域との国際交流を行っていますが、国際交流の目的は、相手国との繋がりをより強固にし、良好な協力関係を維持・発展することにあります。

については、3年目、5年目などで節目として交流の効果検証をしっかりと行い、反省点も含めて国際交流における県の方針、相手国との交流の目的、方向性などを明確にした上で、ポイントを絞り、さらに深度化させ、より太く実効性のある地域関係を形成できる交流となるよう取り組みを行うべきであります。

第5点目は、保育専門学院のあり方について であります。

保育専門学院は、これまでも保育士養成施設として一定の成果を挙げてきましたが、その一方で、昨今、幼保一体化の広がりや国における「保育教諭」の検討、保育士の非正規職員化など、学院を取り巻く環境も変化しています。

こうした変化に対して、幼稚園免許取得ニーズへの対応、専任職員の少なさ、施設の老朽化など学院が抱える課題も多いのが実情です。

については、学院そのものの費用対効果を検証し、学院の移転及び地元の高等教育機関との連携も念頭に、社会需要を踏まえた実効性のある人材育成システムづくりに早期に着手すべきであります。

第6点目は、効果的な児童健全育成システムの構築について であります。

平成19年度決算において、児童相談所の一時保護体制のあり方について文書指摘がなされたところでありますが、現在でも、全県で相談件数が年間2000件程度、一時保護件数が4000件程度と高水準で推移しており、また、子どもを取り巻く社会・家庭環境も大きく変化しているのが実情です。

については、児童相談所の体制及び施設について、早急に是正するとともに、家庭教育・社会教育とも連携し、予防・対処の両面から効果的な児童健全育成システムの構築に早期に着手すべきであります。

第7点目は、看護師確保のあり方について であります。

平成18年度決算において、看護職員の養成確保について文書指摘がなされたところでありますが、近年、看護系学校への進学者が増加し、県内就職率が上昇傾向にある一方で、県内では、未だに毎年200～300名程度の看護師が不足しており、今後5年はこの傾向が続く見通しとされています。

医療機関における看護体制の充実をはじめ、その理由は様々ではありますが、総合療育センターのように、産休・育休看護師の補充を非常勤で募集し

ても看護師が集まらず、利用者から苦情が寄せられるなどの事例も生じています。

については、看護専門学校における看護師供給体制について、施設のあり方を含めて検証の上、効果的な総量確保策に取り組むとともに、医師確保と併せて、医療現場の多様な需要に応じた総合的な人材確保システムの構築に早期に着手すべきであります。

第8点目は、小規模事業者等の経営支援についてであります。

小規模事業者等経営支援事業は、商工会議所、商工会及び商工会連合会が小規模事業者等を対象として実施する経営支援事業に要する人件費及び事業費を助成するものであり、商工会及び商工会連合会については、平成18年度の定数削減計画に伴い、平成25年度にかけて計画的な人員削減が進められているところであります。

しかし、昨今のリーマンショック以降の景気低迷、ITバブルの崩壊、失業率の上昇など、平成18年度の計画見直し当時と現在では、社会情勢や経済情勢が大きく変わっており、職員一人当たりの経営相談等は増加基調にあります。

については、小規模事業者を取り巻く経営環境の厳しさに対応できる個々の経営実態に応じた経営相談・経営支援を的確に行えるようにするため、現在進めている定数削減計画を現状に照らして検証し、必要な見直しを行うべきであります。

第9点目は、農業大学校研修課程短期研修科の充実についてであります。

現在、国の補助金を活用するなど耕作放棄地解消に向けた取り組みが行われているところではありますが、県内の耕作放棄地は平成22年度末で1000haを超えており、その効果が十分出ている状況にあります。

耕作放棄地解消に向けた体制整備については、昨年指摘したところではありますが、農地や農業用施設の適正な維持管理の面においては、専業農家のみならず兼業農家、定年帰農の農家などの多様な農業の担い手が非常に大きな役割を担っており、その育成も大変に重要であります。

そのような中、農業大学校の研修課程短期研修科においては、就農を目指す社会人を対象に、1年以内の就業期間で就農に必要な知識と基本技術を実践的に学ぶ場を提供しており、平成22年度には20名が同科を修了し、その就農率は95%と大変高いものとなっております。新たな農業の担い手育成において一定の役割を果たしているところではありますが、担い手がまだまだ足りていない状況にはありません。

については、耕作放棄地解消等に向けた新たな農業の担い手の一層の増加を図るため、農業大学校の短期研修科の受け入れ生徒の枠の拡大など研修課程の拡充について検討すべきであります。

第10点目は、竹内工業団地の販売促進についてであります。

企業誘致による産業振興と雇用の確保のため工業団地を準備している意義は大きいものがあります。

特に竹内工業団地は境港の利用を前提とした貿易関連施設の整備などが期待できる立地環境にあります。

一方で割賦販売や長期貸付制度、実勢にあわせた分譲単価の大幅引き下げ等による分譲促進が実施されていますが、平成23年3月末現在で約15%が未分譲となっています。

企業が進出を検討する際に、いかに土地や工業用水等が安く提供されるとしても、総合的なメリットがなければ進出を決断できません。たとえば大量の工業用水が安価に活用できるとしても排水処理に多くの費用を要するのであれば、それが工業団地進出のネックとなることが考えられます。

今後、工業団地への企業誘致の推進とあわせ工業用水の利用促進を相乗的に進めるため、土地、工業用水、排水処理など様々な施策を総合的・効果的に行うよう制度の仕組みを検討すべきであります。

最後は、災害を想定した病院施設の充実についてであります。

両県立病院とも災害拠点病院として、24時間対応可能な緊急体制、耐震・免震化された建物を備え、災害時における地域医療の砦となっているところでありますが、近年、全国各地で津波、豪雨等による浸水、長期間にわたるライフラインの停止等の被害が発生しており、施設、設備面の対策が課題となっています。

つきましては、現在地下等に設置されている非常用発電装置の設置箇所及び浸水対策並びに電子カルテ等基幹システムのバックアップ方法等多方面において、これまでの予測を超えるような自然災害に備えた対策を早急に講じるべきであります。

また中央病院は、昨年度本館建物の耐震補強工事により耐震性の向上が図られたところではありますが、築後35年以上が経過しており、改築等に向けた本格的な検討を始めるべき時期にあると考えます。検討にあたっては、災害拠点病院としての機能強化、地域医療連携の推進を重点に据え、さらには改築等に備え、より一層安定した病院経営に努める必要があります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算への反映状況については、今後も継続して調査することとしております。

これをもちまして、本委員会の審査結果の報告を終わります。